

上下水道料金

## 【熊本地震関連】上下水道料金を全額免除します

水道課 ☎ 22-3196 住環境課 下水道係 ☎ 22-3169

### 上下水道料金の特別措置

5月分(6月請求)・6月分(7月請求)の上下水道料金は以下のとおりとなります。

請求月	使用期間	対象者	水道料金
5月分 (6月)	4月10日～5月10日※	すべての使用者	<b>全額免除</b>
6月分 (7月)	5月10日～6月10日※	すべての使用者	通常どおり

※検針は10日の前後で行うため、検針日は各家庭により異なります。

### 6月分以降の上水道料金の減免措置

今回の地震で水道管が破損するなど、漏水した分の上下水道料金については、6月分以降についても料金の減免を行います。阿蘇市指定給水装置工事店へ漏水修理を依頼するときに「減免申請」することを工事店担当者へお伝えください。

※漏水修理にかかった費用や工事代は個人負担となります。

**熊** 本地震の影響により、多くの世帯で断水が発生したことを受け、左記のとおり特別措置を行うこととなりましたのでお知らせします。

CITY INFORMATION

児童手当

## 児童手当の現況届は6月30日(木)まで

福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

### 提出書類と期限

- 現況届** ※紛失された方は窓口にお越しください
- 受給者の健康保険証**  
※子どものものではありませんのでご注意ください
- 印鑑**(認印可)
- 前住所地の市区町村が発行する所得証明書【平成27年分】**  
※平成28年1月1日に阿蘇市に住民票が無かった人のみ
- 住民票**  
子どもの世帯員全員が記載されたもの。続柄記載有り  
※子どもと別居している人のみ

【提出期限】 6月30日(木)

**現** 況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届は6月初めに各家庭へ送付します(公務員は除く)。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので忘れずに市役所福祉課または各支所にご提出ください。

CITY INFORMATION



## 賃借や売買の権利移動／贈与、相続／農業者年金

農業委員会事務局 ☎ 22-3254

### 農業者年金の概要

#### ● 農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者の方や、配偶者や家族従事者も加入できます。

#### ● 少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

#### ● 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円まで。)

#### ● 終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

#### ● 手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会事務局、J A阿蘇各支所にお問い合わせください。

### 現況届は忘れずに提出を！

**「現況届」を7月29日(金)までに提出してください。**

農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末日頃に、農業年金基金から現況届の通知が発送されていますので、記入・署名の上、必ず提出してください。この度の熊本地震で、被災により提出期限までに現況届の提出が困難な場合には、現況届が未提出であることをもって直ちに年金支払いを差し止めることはありません。

### 賃借や売買の権利移動

農地の賃借や売買の権利移動については、農業委員会に届け出て許可を得る必要があります。

届出が必要な事項は左記にあげるものなどです。

#### ▼ 賃借権等の解除の届出

(農地法第18条6項)

#### ▼ 農地の賃貸借や売買

(農地法第3条、利用権設定)

#### ▼ 自己所有農地を転用する場合

(農地法第4条)

#### ▼ 売買や賃借で転用を行う場合

(農地法第5条)

### 贈与、相続

※農業委員会は毎月10日に開催。申請の締め切りは毎月27日。(※閉庁日の場合は翌開庁日。)

農地を家族に贈与する場合、2つの方法があります。

#### ● 一括贈与

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年ごとに贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県に提

出する必要があります。また、贈与した農地を売買や賃借することはできません。(部分・全部の贈与税が確定します。)

#### ● 相続時精算方式

農地を含む資産を贈与する場合(宅地・家屋等を含む)、2500万円内であれば、相続時にその贈与税(この場合は相続税として)を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要ですので、資産証明書を取られ一度税務署へご相談ください。

※相続の場合も農業委員会への届出が必要ですが、農業委員会事務局までお問い合わせください。

意見・提案

市長に直接ご意見・ご提案を！「ハイ、市長です。」受付中！

総務課 秘書広報係 ☎ 22-3111

設置場所・送付先

- 専用ポストの設置場所 ▷阿蘇市役所・内牧支所・波野支所・一の宮図書館・阿蘇図書館・阿蘇医療センター
- 送付先 阿蘇市役所 総務課宛(住所は裏表紙に記載)
- 注意事項
  - ▷意見の内容によって、担当課からお問い合わせをさせていただく場合がありますので、お名前・ご住所・電話番号を必ず明記願います。(個人情報は目的外には使用しません)
  - ▷「掲示による回答」の際は、お名前などは公表しません。
  - ▷簡易なご質問は、担当課に直接お問い合わせください。

**市** 民の皆さまが、市に対してお気軽に意見を伝えられるよう、市長への手紙専用ポスト『ハイ、市長です。』を設置しています。ご意見・ご提案は必ず佐藤市長が目を通します。左記の施設に設置の専用ポストで受け付けるほか、郵送やホームページでも受け付けています。皆さまのご意見・ご提案をお待ちしています。

CITY INFORMATION

第24回 参議院議員通常選挙

私たちの代表を選ぶ大切な選挙。必ず投票しましょう。

●投票の方法  
今回の選挙には選挙区と比例代表の2つの投票があります。

①選挙区選挙

▽投票したい候補者の名前を書いてください。

②比例代表選挙

▽投票したい候補者の名前または政党名を書いてください。  
※選挙当日に投票所へ行けない方は、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

●選挙権年齢が引き下げられます

今回の参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が引き下げられ、18歳の方から投票できるようになります。  
選挙権は政治に参加して、社会の一員となるためにも大切な権利です。必ず投票に行きましょう。

☎ 選挙管理委員会事務局  
22-3239(直通)



渡辺建設株式会社

地域密着の工務店

渡辺建設株式会社

TEL 0967-34-0257

www.t-watanabekensetsu

ZEH= 高断熱、高効率  
エネルギー自給の家

ZEH=ゼロエネルギー住宅申請4月スタート

- 断熱性能(断熱材、窓)、高効率の設備、ソーラーパネル(自給用電気)を設置。これが国の目指す省エネルギー住宅の形になります。
- ・28年度助成金が最高215万円!!
- ・渡辺建設はビルダー登録をしています。

広告

# 地域の代表が決まりました！

平成 28 年度の阿蘇市区長会の新体制が決まりました。  
 昨年に引き続き、区長会長は阿南米夫氏(滝水区)、副会長は山村浩氏  
 (古神 1 区)、橋本保徳氏(枳区)となっています。  
 市は、117 の行政区を設置し区長を任命。区長は各地域の代表として  
 行政情報の伝達や地域内の各種取りまとめなどの役割を担います。

## 【平成 28 年度区長一覧】

(敬称略)

宮地	町 1 区	杉本 蘇助	古城	古城3の1区	甲斐 孝喜	内牧	深 葉	佐藤眞佐雄	黒川	下西黒川	石本 富男	
	町 2 区	山部 公望		古城3の2区	古閑 達則		西 小園	小島 良邦		尾ヶ石	乙 姫	松岡 友秋
	北 1 区	松嶋 桂一		古城4区	井 征雄		折 戸	阿部 樹範		永水	黒川千丁	坂田 英二
	北 2 区	望月 清治		古城5の1区	後藤 幸男		宇 土	小山 修一	永 草		高藤 拓雄	
	東 1 区	寺川 守雄		古城5の2区	渡邊 力丸		浜 川	村岡 孝一	尾ヶ石	枳	橋本 保徳	
	東 2 区	内田 敏彦		古城6区	山部今朝範		鷲の石	井野 耕児		赤 水	中村 敬一	
	東 3 区	井 重徳		古城7区	菅 保文		原の口	相坂 征雄	車 帰	宮本 信治		
	西 1 区	岩下 一六	原 口	栗明 雄二	山 田	小野 勇	黒川	狩尾1区	佐藤 美義			
	西 2 区	池部 芳明	上井手	山部 恭裕	小 倉	後藤 光昭		尾ヶ石	狩尾2区	灰瀬 裕一		
	西 3 区	今村 清也	下井手	岩下 秀利	西小倉	山本 眞一		尾ヶ石	狩尾3区	五嶋 一俊		
	坂梨	古神1区	山村 浩	中通	中原	岩下 經之	山田	小池	池田 健義	東部	跡ヶ瀬	中村 茂昭
		古神2区	山部 節雄		西井手	本田 廣喜		黒流町	高宮今朝秀		的 石	山本 直樹
		古神3区	村上 幹夫		上西河原	松田 和彦		今 町	大和 節雄		櫛木野	飛田 幸治
		分 1 区	村山 誠也		下西河原	宮本 良二		下の原	北里 榮治	赤仁田	市原 鼎藏	
分 2 区		村上 邦彦	上東下原		田端 秀吉	新 村		山本 清五	小 園	佐藤 義克		
分 3 区		石田 勇	下東下原		西村 勝弘	小野田町		嶋野 武輝	小地野	城 輝臣		
塩 塚		後藤 義宣	西下原		駿河 義美	本 村		大住 榮夫	笹 倉	志賀 健二		
古城		古 閑	高木 茂博	内牧	片 隅	笹原 博明	黒川	茗ヶ原	橋本 勝徳	中部	坂の上	岩下 哲郎
		神 石	古木 孝次		荻の草	古閑 忠臣		道 尻	中野 孝則		道 尻	内田 昭一
		福 岡	市原 啓吉		舞 谷	中村 道哉		下役犬原	森 正義		立 塚	上村 文太
		上 町	田上 恭一		内牧1区	永田 賢一		上役犬原	森下 久則	横 堀	甲 佐 弘	
		東 仲 町	赤星 永幸		内牧2区	山野 紘三		西 町	佐藤 敬治	遊 雀	山口 恒亀	
		西 仲 町	齊藤 末光		内牧3区	伊藤 武夫		竹 原	荒木 喬	中 道	川嶋 英喜	
		下 町	中川 武雄		内牧4区	御手洗和幸		蔵 原	蔵原 廣義	山 崎	櫛木野柔道	
	桜 町	平岡 鑑善	内牧5区	池田 國廣	東 黒川	藏本 淳郎	仁 田 水	渡邊 恵喜				
	福 原	宮崎 直之	成 川	江藤 一文	坊 中	坂田 良一	中 江	佐藤 治雄				
	馬 場	坂本 光信	小 里	丸山 信義	南 黒川	立石 勝美	滝 水	阿南 米夫				
	豆 札	藤井 鉄男	南宮原	山内 勝次	元 黒川	坂田 千秋	各地区代表区長(役員)は 太字で表示しています。					
	古城1区	坂梨 英次	湯 浦	高宮 米勝	北 黒川	中島 正幸						
	古城2区	井 亘	西湯浦	石 松 晃	上西黒川	居石 雅治						



「区」への加入のお願い  
 「市」では市民の皆さまに「区」への加入をお願いしています。  
 「区」では、地域内の清掃活動のほか、ごみ収集所や防犯灯の設置維持管理など、地域の皆さまの生活に欠かせないさまざまな取り組みを行っています。  
 地域の皆さまの協力により組織されるもので、これらの費用も皆さまからの区費などでまかなわれています。  
 お互いに協力し合いながら、より良い生活環境をつくりましょう。加入の問い合わせは市役所総務課(☎222-3111)にお問い合わせください。